

会 議 録 （要旨）

会 議 名	第3回 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会
開 催 日 時	平成23年8月26日（金） 午前10時00分 ～ 11時30分
開 催 場 所	市役所4階 402B会議室
出 席 者 及 欠 席 者	出席者：賀川委員、諸江委員、乃一委員、石川委員、井上委員、 木内委員、峯岸委員、島田委員、榎本委員、坂元委員 欠席者：なし
議 題	1 下水道事業の財政状況等について 2 その他
結 論 <small>（決定した方針、残された 問題点、保留事項等を記 載する。）</small>	<p>議題1について： 「下水道事業の財政状況等について」を事務局より説明。 （保留事項等）・資料3「起債償還済額、償還予定額及び年度末残高」の表の作り方を工夫してわかりやすい表にしていきたい。 → 今後の検討事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料5「使用料対象経費の算出」の表において細目を維持管理費や資本費に分けて表示するほうがわかりやすい。 → 次回の会議までに修正した資料を提示する。 ・各市において財政健全化検討委員会のような会議を行っている市が26市中、何市あるか調査していただきたい。 → 次回の会議までに調査する。 ・徴収委託料は1件当たりの金額は。 → 次回の会議までに調査する。 ・今後の流域負担金の見込み額、長寿命化、耐震化等についての今後の見込み額。 → 次回の会議において資料として提示する。 <p>議題2について：①第2回検討委員会における会議録の承認については、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」第11条の規定により、会議において承認され確定された。 ②今後の会議の開催予定について事務局から説明。 第5回目を10月24日（月）午前10時の開催の予定で承認された。</p> <p>式次第 ○ 議 題 1 下水道事業の財政状況等について 2 その他</p>

ております。

次に滞納繰越分でございますが、収入済額484万3,624円で、前年度と比べますと25万8,936円の減で、5.1%の減でございます。

なお、収納率でございますが、51.2%で、対前年度比3.5%の増でございます。

次に、収入未済額でございますが、198万9,105円で、前年度と比べますと245万6,814円の減、55.3%の減でございます。

なお、不納欠損額でございますが、262万8,553円で、前年度と比べますと148万8,397円の増、130.5%の増でございます。

続きまして、同じく款2「使用料及び手数料」、項2「手数料」、目1「下水道手数料」、細目「指定申請等手数料」ですが、下水道工事を行うために必要となる、下水道指定工事店の申請や責任技術者の登録に伴う手数料収入で、80件40万5,000円で、前年度と比べますと19万3,800円の増で、91.8%の増でございます。

続きまして、款3「国庫支出金」及びそのひとつ下の款4「都支出金」ですが、それぞれ、平成23年3月に策定いたしました「武蔵村山市下水道プラン」に対する国と東京都からの補助金で、国から150万円、東京都からの7万5,000円でございます。

続きまして、款5「財産収入」、項1「財産運用収入」、目1「基金運用収入」、細目「基金利子」ですが、下水道事業建設基金利子と水処便所改造資金融資基金利子の2つの基金利子で2,827円でございます。

続きまして、項2の「財産売払収入」はございませんでした。

続きまして、款6「繰入金」、項1「一般会計繰入金」、目1「一般会計繰入金」、細目「一般会計繰入金」ですが、3億2,439万6,000円で、前年度と比べますと8,852万円の減で、21.4%の減でございます。

続きまして、款7「繰越金」、項1「繰越金」、目1「繰越金」、細目「繰越金」ですが、平成21年度から平成22年度に繰り越されました繰越金ですが7,375万4,710円で、前年度と比べますと4,045万2,959円の増額で、21.5%の増でございます。

続きまして、款8「諸収入」、項1「延滞金加算金及び過料」、項2「市預金利子」につきましては収入がありませんでした。

続きまして、項3「雑入」、目1「滞納処分費」につきましてはありませんでした。

続きまして、目2「雑入」、細目「雑入」ですが175万7,739円で、前年度と比べますと71万8,604円の増で69.2%の増

でございます。

雑入の内訳ですが、他市町との委託規約に基づく負担金ですが、これは東大和市及び瑞穂町の一部の世帯が武蔵村山市区域内に汚水を流していることから負担金として29万2,779円をいただいております。

次に、多摩川流域下水道建設事業基地負担金ですが、多摩川水再生センターに横田基地から排出される汚水が流入しているため、武蔵村山市が納める「多摩川流域建設事業負担金」の一部を「基地負担分」として国から負担金として74万2,000円納入されております。

次に、公共下水道損傷負担金ですが、特定の使用者が原因で公共下水道の管渠に詰まりが生じた場合に、管渠の清掃費用、修繕費用等を原因者に負担させるもので、50万1,060円の納入がございました。

続きまして、款9「市債」、項1「市債」、目1「下水道債」、細目「公共下水道事業債」ですが470万円で、前年度と比べますと100万円の減額になっております。

続きまして、細目「流域下水道事業債」ですが、1,590万円で、前年度と比べますと2,080万円の減額でございます。

これは、多摩川水再生センターと清瀬水再生センターの建設事業負担金に充てられるものでございます。

現計予算で14億8,067万7,000円、収入済額が15億677万1,821円で歳入での執行率は、101.8%でございます。続きまして、「歳出決算の内訳」につきましてご説明させていただきます。

款1「総務費」、項1「総務管理費」、目1「一般管理費」、細目1「職員人件費」でございますが、7,443万7,353円で、前年度に比べますと635万3,572円の減で、7.9%の減でございます。減の主な理由といたしましては、退職職員の補充が行われず、職員が1名減になったことによる減でございます。

続きまして、細目2「一般管理経費」でございますが、2,684万5,199円で、前年度に比べますと671万5,511円の増で、33.4%の増でございます。この項目の主な歳出といたしますと消費税納税額の増が主な要因であります。

続きまして、細目3「受益者負担金徴収事務経費」、細目4「車両管理経費」及びその下にございます目2「水洗化普及費」、1「水洗化普及経費」でございますが、毎年経常的に支出されている経費ということでご理解いただきたいと思っております。

続きまして、目3「業務費」、細目1「下水道使用料徴収事務経費」でございますが、支出済額で、7,135万9,467円で、対前年度比788万7,717円の減で、10.0%の減でございます。

減の主な理由といたしましては、前年度に比べ、過年度精算額が増となったことに伴い、減額となったものであります。

続きまして、目4「下水道事業建設基金費」、細目1「下水道事業建設基金積立金」でございますが、下水道事業建設基金から生じた利子を基金に積み立てるものでございます。

款2「事業費」、項1「施設管理費」、目1「維持管理費」、細目1「管渠維持管理費」でございますが、7,328万8,698円で、前年度に比べますと1,607万7,968円の増額で28.1%の増でございます。

主な項目につきまして説明させていただきますと、まず、はじめに、下水道台帳作成委託料でございますが、156万7,000円で、前年度に比べますと27万8,000円の減で15.1%の減でございます。

これは市内に敷設されている下水道管等の状況を電子データで管理するための委託料でございます。

続きまして、管渠清掃委託料でございますが、支出額は、1,123万5,000円で、前年度に比べますと21万円の増額で、1.9%の増でございます。

下水道管渠の清掃状況ですが、市内全域を八つの区域に分けて、その内のひとつの区域を毎年、順次、洗浄等による清掃を行い、下水道管渠の維持管理に努めております。

続きまして、管渠維持管理等委託料でございますが、支出額は、250万3,183円で、前年度に比べますと49万1,944円の増額で、24.5%の増でございます。

これは突発的な管渠の詰まり等が発生した場合に、洗浄清掃等を実施しているものであります。

続きまして、管渠補修等工事でございますが、支出額は、5,325万1,883円で、前年度に比べますと1,606万6,631円の増額で、43.2%の増でございます。

これは、道路補修工事などにより、マンホールと道路面の高さ調整が必要になった場合に、当該道路改修工事と併せて行う工事及び管渠の補修やマンホールの蓋のガタツキなどの補修等の費用となります。

続きまして、水質検査負担金でございますが、支出額は、218万2,121円で、前年度に比べますと15万4,759円の減額で、6.6%の減でございます。

これは、市内にあります特定の事業所及び本市の公共下水道と流域幹線が接続している箇所について、年4回の水質検査を実施するための費用です。

細目2「流域下水道維持管理負担経費」でございますが、3億5,716万936円で、前年度と比べますと、1,500万348円の

増で、4.4%の増でございます。

これは、本市から排出される汚水を水再生センターで処理するための経費で、東京都へ負担金として支出しているものであります。

なお、汚水処理に伴う市の負担金は、1立方メートル当たり38円となっており、多摩川流域分が1億7,116万7,922円、荒川流域分が1億8,599万3,014円でございます。

続きまして、目2「施設改良費」、細目1「施設改良経費」でございますが、都道、市道の道路改修工事に伴い支障となる下水道施設（管渠、汚水柵、取付管など）を移設する費用ですが、平成22年度に工事がございませんでしたので、支出はありません。

項2「建設費」、目1「公共下水道建設費」、細目1「公共下水道建設事業費」でございますが、3,147万1,619円で、前年度に比べますと1,057万5,111円の増額で50.6%の増でございます。

主な項目につきまして説明させていただきます。

公共下水道管渠敷設等工事でございますが、1,745万5,199円で、前年度に比べますと100万357円の減額で5.4%の減でございます。

内訳ですが、公共下水道管渠敷設工事を1件行ないました。工事内容でございますが、管径200mmの管を102.3m、人孔を3箇所設置いたしました。

また、汚水柵設置工事でございますが、地権者からの申請に基づきまして、30箇所設置いたしました。

次に、下水道プラン策定業務委託料、419万4,750円ですが、平成23年3月に策定いたしました、下水道の総合的な計画であります「武蔵村山市下水道プラン」の策定に伴う業務委託料でございます。

次に、下水道事業認可変更等委託料でございますが、下水道雨水、及び下水道汚水の事業認可の期限が本年3月末日をもって満了となるため、これを5年間延伸し、平成28年3月末日とするための各種業務委託料でございます。

次に、その下の測量調査委託料、不動産鑑定評価委託料、公共下水道用地整備工事、用地取得費、物件補償費等までですが、これは従前から個人の所有する土地に下水道管渠が埋設されていたことから、土地所有者から管渠の移設又は土地の取得の要望が出され、平成22年度に土地を取得し、「下水道の資材置き場」として活用しているもので、これにともなう用地取得関連費用及び資材置き場としての整備費用となっております。

続きまして、目2「流域下水道建設費」、細目1「流域下水道建設事業負担経費」でございますが、1,633万5,493円で、前年度に比べますと2,118万8,119円の減額で56.5%の減でござ

ざいます。

これは、多摩川上流水再生センター及び清瀬水再生センターの施設整備工事の市負担分となっております。

続きまして、款1「公債費」、項1「公債費」、目1「元金」、細目1「借入金償還経費」でございますが、6億2,705万7,760円で、前年度に比べますと2,249万5,785円の減額で3.5%の減でございます。

この項目の内訳といたしましては、長期債元金償還金の公共下水道分が5億4,146万4,819円、流域下水道分が8,559万2,941円でございます。

続きまして、目2「利子」、細目1「借入金利子支払経費」でございますが、1億6,019万2,680円で、前年度に比べますと1,776万3,790円の減額で10%の減でございます。

内訳ですが、長期債利子の公共下水道分が1億2,926万5,265円、流域下水道分が3,092万7,415円となっております。

最後に、款4「予備費」ですが、こちらは支出がございませんでした。

以上、現計予算で14億8,067万7,000円、支出済額が14億3,845万530円で歳出の執行率は、97.1%でございます。

支出済額で見ますと前年度と比べますと2,748万7,346円の減額で、1.88%の減でございます。

続きまして、「資料2 東京都26市下水道事業特別会計決算状況(平成22年度)」につきましてご説明申し上げます。

はじめに、歳入合計及び歳出合計でございますが、市の規模が異なることから26市を比べることはなかなか難しいところがありますが、まず、歳入合計でございますが、26市で一番決算数字が大きいのが、八王子市の133億1,260万5,000円で、26市の平均では、41億3,488万2,000円で、本市が15億677万1,000円(26市の中で24番目)でございます。

続きまして、歳出合計でございますが、26市で一番決算数字が大きいのが、歳入合計と同様に、八王子市の132億6,086万円で、26市の平均では、40億4,775万6,000円で、本市の場合は、14億3,845万円(26市中25番目)でございます。

続きまして、その隣になりまして下水道使用料でございますが、26市で一番多いのが、八王子市の81億8,642万8,000円で、26市の平均では、19億8,957万4,000円で、本市の場合は、10億8,104万9,000円で26市の中で17番目でございます。

歳出に占める下水道使用料の割合でございますが、26市で一番高

いのが、多摩市の89.2%で、26市の平均では、49.2%で、本市の場合は、75.2%でございます。

続きまして、他会計繰入金でございますが、26市で一番多いのが、八王子市の42億6,737万3,000円で、26市の平均では、12億8,352万8,000円で、本市の場合は、3億2,439万6,000円で26市の中で多い方から23番目でございます。

歳出に占める繰入金の割合でございますが、26市で一番高いのが、国分寺市の52.3%で、26市の平均では、31.7%で、本市の場合は、22.6%で上から21番目でございます。

続きまして、地方債残高でございますが、元金、利子を合わせまして、一番多いのが、八王子市の1,227億8,806万6,000円で、26市の平均では、217億5,622万5,000円で、本市の場合は、47億200万2,000円でございます。

続きまして、「資料3 起債償還済額、今後の償還予定額及び起債年度末別残高につきまして御説明申し上げます。

まず、はじめに、「1起債償還済額、償還予定額（平成18年度～平成27年度）」につきまして御説明申し上げます。

この資料でございますが、過去5年間の起債償還済額と、これからの5年間の償還予定額の10年間の表にさせていただきました。

平成19、20年度につきましては、「補償金免除繰上償還」を実施した関係から、元金、利子を含めまして26億9,255万9,270円、11億5,109万1,059円と高額償還となっておりますが、今年度、平成23年度は7億4,206万1,913円、以後、低減してまいりまして、平成27年度には3億6,690万9,978円となる見込みであります。

続きまして、「2 起債年度末残高」でございますが、平成23年度において、元金、利子を含めまして39億5,994万2,988円を予定しておりますが、5年後の平成27年度には、18億7,078万238円となり平成23年度の残高予定額と比べ20億8,916万2,750円の減額、率にしまして52.8%の減となります。

続きまして、「資料4 使用料対象経費及び経費回収率の算出方法」について説明させていただきます。

回収率については、第1回目の検討委員会の際にも御説明させていただきましたが、下水道の使用料としていただいたものに対して維持管理費、資本費の合計額で割ったものが回収率となっております、下水道財源の状況を示す数値となりますということをお話させていただきました。

そこで維持管理経費の使用料対象経費でございますが、まず、職員人件費ですが、3,988万4,000円、一般管理経費、消費税、嘱託職員報酬等でございますが、2,669万2,000円となります。

次に、車両管理経費が14万4,000円、下水道使用料徴収事務経費が7,135万9,000円、維持管理経費が7,110万7,000円、流域下水道維持管理負担経費が3億5,621万円で合計が5億6,539万6,000円となります。

続きまして、資本費の対象経費でございますが、借入金償還経費（元金）が3億5,171万円、借入金利子支払経費が8,421万4,000円で合計が4億3,592万4,000円となりまして、平成22年度決算の維持管理費及び資本費の使用料対象経費の合計が10億132万円となります。

続きまして、平成22年度下水道使用料収入が10億8,104万9,000円、平成22年度有収水量が863万4,000立方メートルで、これらを基に算出しますと、下水道使用料の1立方メートル当たりの平均単価が125.2円に、汚水を1立方メートル処理するための経費が116円に、維持管理経費が65.5円に、資本費が50.5円ということになります。そこで、回収率でございますが、下水道使用料の125.2円を維持管理費65.5円と資本費50.5円を足したもので割りますと107.9%ということになります。

続きまして、「資料5 平成22年度下水道事業特別会計の使用料対象経費の算出」ですが、先ほどご説明させていただきました資料4の内訳を記載したものでございます。

続きまして、「資料6 年度別汚水処理費回収状況」について、ご説明させていただきます。表の一番右側の「汚水処理費回収状況」の合計欄をご覧いただきたいと思いますが、昭和59年度には16.9%でしたが、年度が進むにつれて回収率は高くなっており、平成18年度では、61.9%となっております。

なお、19年度以降については、回収率の算定方法が異なっていることから、数値が高くなっており、平成21年度からは100%を超える数値となっております。

また、分流式の一部経費を一般会計繰入金をまわすことの兼ね合いもあったということで、また、算出方法も変わり、実際に19年度までの算出方法の回収比率を申し上げますので、御記入をお願いします。

まず、一番右の表の下から4番目98.0%となっておりますが、こちらが従前の方法で算出しますと70.1%。そして、その下の96.6%となっておりますが、従前の方法で算出しますと76.3%。そして、106.1%となっておりますが、こちらが78.4%。平成22年度107.9%となっているところが82.5%。算出する経費の算定方法の率が実際には、一般会計繰入金で賄っているということで、実際には100%は無いということになります。

続きまして、「資料7 東京都26市汚水処理費回収状況（平成22年度）」をご覧いただきたいと思いますが、26市の回収状況の他に使

		<p>用料単価及び処理原価につきましても乗せていただいております。</p> <p>「次の資料8 東京都26市の回収率等項目別順位（平成22年度）」と併せて説明させていただきます。</p> <p>汚水の回収率の一番高いのが、多摩市の133.3%で、26市の平均では、92.2%で、本市の場合は、107.9%で26市の中で8番目でございます。</p> <p>使用料単価の1立方メートル当たりの一番高いのが、青梅市の153円で、26市の平均では、115.2円で、本市の場合は、125.2円で26市の中で9番目でございます。</p> <p>処理原価の1立方メートル当たりの一番高いのが、青梅市の218.7円で、26市の平均では、125円で、本市の場合は、116円で26市の中で17番目でございます。</p> <p>単純にこの数字で申し上げますと、本市では1^mの汚水を処理するために116円の費用をかけ、1^m当たり使用料を125.2円頂いているということで、9.2円収益があるということになります。</p> <p>しかしながら、実際には一般会計からの繰入により賄っている部分がありますので、使用料のみで処理費用を賄うには至っておりません。</p> <p>続きまして、「資料9 東京都26市の処理原価と使用料単価との比較」ですが、こちらは資料8の数値をグラフにしたもので、各市の「使用料単価」の順番に並べております。</p> <p>雑駁ではございますが、以上で資料の説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま、議題1の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等があればお願いいたします。</p> <p>二つ疑問点があります。先ほど資本費の内容で、資料の1の4/4とか、あるいは、資料2のページにある、例えば資料1の4/4で下から2番目の元金が6億2,705万で支払利子が1億6,019万そうすると、これはどこから借りて利率が何で3年度の利息なのか、随分利率が高いように…単純に1億6,019万割る6億2,705万とか、あるいは、資料2の一番下の元金が39億2,149万6,000円で利子が7億8,050万6,000円とかいうことで、割ると資本費というのは、よく分からない。どこから、どういう条件で年利なら何利ぐらいのレートで借りているのか、その辺のところは普通の借金感覚では、分からない。公益、公会計の難しさというのか。そして何で、資料6で平成19年度から算定方法を変えたのか。メジャーを変えるというのは、ヤードからメートルに変えるとか、そういった必要性を何でまた、それをメートル換算して、ヤードをメートル換算にしているような感じで、その2点が分からない。その説明をしていただけませんか。第一にどこから借金しているのか。金融機関など。</p> <p>事務局 市債の借入と利率ということですが、借入先は政府資金、公営企業金融公庫、市内の市中銀行、都の振興基金というような所から借り入</p>
--	--	---

	<p>委員 事務局</p>	<p>れをしております。</p> <p>昭和60年代に借りたものがあるのですが、一番高いので平成2年に借りたもので6.7%公営企業金融公庫から借りたものが、一番高いです。一番安いのは東京都から借りています、0.95%というようなことでいずれも、5年間据置き、30年の償還というようなことです。</p> <p>先ほど、ご説明の中で申し上げましたが、平成19年度と20年度に補償金の免除をしていただいて繰り上げ償還になり、高金利の7%を超える金利を低利の利率に借り換えをしています。</p> <p>繰り上げ償還とは？</p> <p>繰上償還とは、本来30年かけて返済をしなければならないのですが、返済の途中で一回それを全て返して、借り換える。ということが出来まして、高金利のものを低金利に借り換える。その代わりに、もし借り換える場合は通常ですと補償金というのが発生しまして、そうすると、せっかく繰り上げしても相殺されてしまうようなことがありますので、その19年20年の時には補償金を免除しますという制度があり高金利のものを前倒して返して、借り換えた。というようなことはございました。</p> <p>現在、平成22年度には、金利別の起債があるということでございます。</p> <p>平成19年度からの回収率の算定方法ですが、国の方で、一般会計からの繰入金の対象となる経費の見直しがありまして、それに伴って算出方法が変わるということで、算定方法の見直しがあったということです。</p> <p>実態は従前通りなので、変更はありません。</p> <p>例えば、資料1の4/4の下から公債費として書いてある款3項目7億8,725万円で元金が6億2,705万円で利子が1億6,000万円という、非常に高い。</p> <p>委員</p> <p>説明の中に件数とか公債費があと、元金が全部合計するといくらです。という説明が今回なかった。だから、わからない。</p> <p>事務局</p> <p>資料3に起債償還額という償還予定が出来たもので、今、委員がおっしゃっているのは、6億2,705万円というのは、22年度だけの分で実際には、今現在は39億、今年度末に残っているので39億に対しての利率、各銀行の年度ごとに借りた利率によって積み上げた利息が1億6,000万。6億2,000万に対しての利率ではなく、全体に対してまだ各年度に借りているので、例えば先ほど申し上げたように平成2年の6.6%に対しての利子もありますし、一番低い0.95%の利子もありますので各年度の利子を積み上げて、それを22年度をトータルすると1億6,000万ありますので、例えば23年度は30何億に対してトータルの利息が1億何千万あるということ</p>
--	-------------------	---

		す。
	委員	資料3の下の表で元金のほうは分かったのですが、この利子は何ですか。
	委員	資料3の2で「年度末別起債残高（22年度借入分まで）」とありますが、22年度分までは利率何%と決まっているわけですか。
	委員	それを、返済し終わるまでに毎年毎年元金の返済は年度ごとの各年度の起債の利息が発生しているのは確定ですよ。それを毎年積み上げて行くと、その年度ごとの起債を償還し終わるまでに払う利息が、まだトータルでこれだけ残ってしまうのではないかと。
	委員	平成22年度で残っているのが39億。来年度は33億になりますが、39億に対する利子が上の表の16億になるわけですね。そして、33億に対して14億になるのですが、この差はどこから出て来るのですか。39億と33億の差は。
	委員	そうすると下の利子の話が必要ない。下の表で元金がどれだけ残っていますか。ということと、利子がどれだけ残っていますか、利子が必要ない。
	委員	後からの説明で見ると、いつも委員会で当市のランキングが載っているけど、汚水処理原価が116円/m ³ かかるとしても維持管理費が65円というのは、市民には説明しやすいが、資本費の50円というのは借金でやっている。そして、借金の返済と借金の利子でこれだけかかる。借金で建設事業をやっているという理解が、なかなか市民感覚では…。
		そして、維持管理費の人件費は分かるが、資本費の例えば資料4で50%ということは全部で40%以上かかっているということは、非常に理解しにくい。算式が下に書いてあるから言われてみれば、そうなのですかということですが、資本費の中の元金の支払い、それに対する利息がこうなっている。もう少し市民に分かりやすくしないと、分かりにくい気がする。
	会長	資料3の読み方が分からなかったが、今やっと分かって来たのは、平成22年度であればどれだけ返すかということ、6億2,705万円返す。それが元金の部分で、利子で1億6,000万返す。合計で7億8,000万返しますよと、ところが利子の1億6,000万というのは、どれに対してかかるものかということと下の表の残高の39億に対してかかるのは、それだけだということですね。6億いくら支払いますから来年度にどれだけ残っているかということ、33億残っていますよと。その33億に対してまた利子がかかりますから1億4,000万になると上がったたり下がったりする。というふうに書いていただければ分かったのですが、やっと分かりました。
	会長	その他で何かご質問はございますか。
	委員	起債残高と書いてありますが、実際は償還予定額と解釈してよろし

		<p>いですか。公債費、起債の償還予定。起債残高と言うから、利子も残高になるのですか。というような、今説明をお聞きしたら、これから先も含めた各年度の起債償還予定額というふうに理解していいですか。</p>
	委員	<p>償還予定額から上の資料3の1の表で、この年度には、これだけ返していきますよ。という予定額が出ていますよね。下は、今まである借金の内、上を返したから借金が減っていくというものなので、表の表し方が1と2を分けてしまっているの、別のものに見えてしまう。表の作り方を工夫して、皆さんに分かり易ようにすればいい。市民の人は、償還予定が22年度までの借入分については、ずっと償還予定金額の元金はいくら、利子はいくらですよ。市民の人が見て分かり易いものを…。</p>
	事務局	<p>これから新たな起債とは、建設事業とか流域の建設事業の関係で起債をしていきますので、当然増えていく。減る一方ではなく、増えるものもあるので、表の作り方について検討させて頂きたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
	会長	<p>その他ご質問はありますか。</p>
	委員	<p>資料4と5の関係で、資料4の資本費というのは元金と利子で3億5,000万、8,400万とありまして、資料5のどこから来てるのか分かりにくい。資料5の右側が資本的経費で3億8,300万は資料4とはリンクしていないのでは。</p>
	事務局	<p>おっしゃるとおりリンクしていません。何故かという、資料4は一般会計からの繰り出し基準に基づいて維持管理経費、資本費をあてはめてますので、元利償還金がとくに借入償還経費の部分、資料4の借入金利子償還経費、これは一般会計繰入金から本来繰り入れて良いと言われている額ですので、その合計が4億3,592万4,000円になっています。実際、武蔵村山市は借入金償還経費と借入金利子に対しては対象経費という黒く塗られている所がありますが、実際には下水道使用料3億8,302万5,000円入れてます。利子に対しては9,785万円入れてます。</p>
	委員	<p>資本費の3億5,000万(資料4)と3億8,000万(資料5)合わない。借入金利子だって8,400万(資料4)と9,700万(資料5)は合わない。そこから疑問が…。作るなら合わせた数字を入れて作れば。先ほどの説明では、資料5は内訳です。という説明だったので数字が合っていないとおかしい。合わない説明をお願いします。</p>
	会長	<p>資料5対象経費の人件費、3,988万4,000円が資料4の一番上3,988万4,000円ですね。その下はずっと合っていて、流域下水道維持管理費までは合っている。その後が…</p>
	事務局	<p>合っているのですが、算出の時にこのままの数字を入れられない。</p>

委員 事務局	<p>どうして入れられないのか。</p> <p>資料4の資本費の合計は4億3,592万4,000円になっていますが、これは一般会計から繰り入れていいですよ。という基準に基づいて金額を入れさせていただいています。実際、資料5の借入金償還経費と借入金利子償還経費に入っている額は実際に一般会計から繰り入れている額に基づいて入れさせていただいています。繰入金としては4億3000万出ますが、武蔵村山市は下回った、一般会計からはそんなに繰り入れていない数字を入れさせて頂きました。そこだけは、基準額と実繰り額の差が出てしまっている。</p>
委員 事務局	<p>資料4は理論値ですね。</p>
委員 事務局	<p>基準額に基づいて数字を入れています。</p>
委員 事務局	<p>資料5は実際の数字ですね。</p>
委員 事務局	<p>決算に基づいた数字を入れています。実際4,000万ぐらい差が生じてしまう。</p>
委員 事務局	<p>何で生じるのかを説明してください。</p>
委員 事務局	<p>4億3,000万まで繰り入れが可能ですが、実際には一般会計に頼らないで使用料で賄っています。</p>
委員 事務局	<p>一般会計で入れているお金は3億2,000万ですよ。</p>
委員 事務局	<p>それは、実際の一般会計繰入金で、基準額として入れている額というのはもっと上です。基準額を下回った額を一般会計から繰り入れる。</p>
委員 事務局	<p>一般会計に頼らないで使用料から、やりくり出来ているということです。</p>
委員 事務局	<p>従前は同じで来ていましたが、たまたまここで内数になっておりますが、それぞれ誤りではなく、資料4は繰入可能額で決算数値を参入すると、この数字になります。実際には繰入金は下回っていますので資料5と資本費のところが異なってしまった。ということでございます。</p>
委員 事務局	<p>分かりにくい資料で申し訳ございませんでした。</p>
委員 事務局	<p>算出方法の維持管理費の計と資本費の計が分かれていますよね。資料5も同様に区切って維持管理費の計を出して、なおかつ最後の借入金利子支払経費をやれば、間の計算が違ふということは無くてトータルすると6億6,324万6,000円になる算出方法の計算のところ。</p>
委員 事務局	<p>3億5621万円のところを、5億6,539万6,000円を書いてないから分かりにくいのではないかと。連続してやってしまうから、計算が違ってしまう。</p>
委員 事務局	<p>5億6,000万というのは算出方法で出していて、なおかつ、ここに出ていないのは一回区切って維持管理費を5億6,539万円計上すれば、分かり易いのではないかと。算出方法がせつかく計算されたのにもったいない。全部連続して足してあるから、違ふのではないかと。</p>
委員 事務局	<p>はい。資料5と資料4の小計の維持管理費と資本費と分けて表示するほうが分かり易いということで、今後の課題にさせていただいた</p>

		<p>いと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会 長		<p>では、つじつまのあった数字を次回出していただくということで、よろしいですか。</p>
委 員		<p>資料4の話が出ていましたが、使用料単価125.2円、汚水処理原価116円とありますが、合計が使用単価ですか。それとも内訳ですか。</p>
事務局		<p>125.2円が使用料単価です。汚水処理原価は上の表の維持管理費と資本費を合計したものです。</p>
委 員		<p>例えば支払として合わせたものは立米の単価になるのですか。</p>
事務局		<p>維持管理費と資本費を合わせた額が使用料の対象経費の合計です。</p>
		<p>単純に言うと、市民の皆さまから頂いておりますが、1㎡分の費用を皆さんから125.2円いただいています。それで、実際にかかっている費用、維持管理費と資本費ですから116円しかかかっていませんよ。1㎡あたり本当は9円儲かっているのではないか、じゃあ料金を安くすればいい。という話になってしまいますが、先ほど課長がご説明したように算出方法が違っていて、黒字になっていて市が儲かっている形になっているが、実態は儲かってはいない。</p>
委 員		<p>その実態というのが資料5の数字ということですか。そうすると超えますよね。</p>
事務局		<p>従前の算出方法でいうと、平成22年度82.5%。</p>
委 員		<p>ということは、どっちが変わるの？使用料単価が安くなるのか、原価が上がるのか。</p>
事務局		<p>原価が上がる。</p>
会 長		<p>単価が下がる。お金が一般会計から入る。</p>
委 員		<p>さっき、資料1の4/4で㎡あたり38円という説明がありますが、それは関係ないのですか。</p>
事務局		<p>東京都の流域下水道が汚水を処理するための、市から払う費用が1㎡当たり38円で、それを武蔵村山から東京都のほうにお支払する、この中の一部になります。</p>
会 長		<p>その他にご質問はありますか。</p>
委 員		<p>使用料収入とありますが、これは自宅でいうと水道料と下水道、両方払っていますよね。その合計でいいですか。</p>
事務局		<p>料金につきましては、水道料金と下水道料金合わせて、要するに水道料10㎡使えば下水道も10㎡流しました。ということになりますので、一緒に払っていただいていますから、市の収入は、その内の下水道の料金です。</p>
委 員		<p>あくまでも、下水道だけですか。</p>
事務局		<p>はい。</p>
		<p>料金の徴収は水道と一緒にやってもらっていますから、徴収料も徴収委託料とありますが、とっていただいている料金も市から。委託を</p>

<p>委員 事務局</p>	<p>して東京都水道局に料金を徴収していただいている。 一件あたり、いくらですか。平均で。 都のほうでやっている委託料は約7,000万円で、どこの市も同じような形で東京都に委託しています。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>その他ありますか。 資料2のところに26市の22年度決算状況がありますが、本市の場合は繰入金の割合が22.6%。他市と比べると低いのですが、各市で財政健全化検討委員会の会議をもってる市が26市中どこがあるのか。それを調べてもらいたい。</p>
	<p>これだと、上げるような理由がない。使用料の関係も26市見ると武蔵村山市は安くなっている感じ、2年前に10%、3年たったけど上げて、市民に説明が付きにくい。それが疑問。例えば、今後第4回5回の会議で出て来ると思いますが、耐震とか30年たったから50年の耐用年数が限度にきてしまう。そのための準備がこうですよとか。 例えば、実施計画27年度まで償還が出ていますよね。それらを見越して、それなりに何かあればだけど、例えば下水道プランを読んでもみると繰入金にしても15%にとどめたいという20何年末の目標があるよね、そういう根拠を出してもらわないと、この下水道料金の健全化ということで考える本当の根源ですよ。行政としては使用料を十分にとってもらったほうがいいかもしれないけど、色々な時期とかもあるので、その辺を十分この委員会で納得出来るような根本的な資料がないとあれじゃないかなと。ただ我々に、予算の内訳を説明しても、分かりません。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。先ほど委員さんから、徴収委託料の一件当たりの金額についての御質問がありましたが、次回までに確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。 副会長から、お話がありました件ですが次回、多摩川と荒川の水再生センターの今後の施設の建築計画や最近の見込みはどうか。武蔵村山市の先ほどお話にありましたが49年に事業認可で事業を進めて、37年が経っていますが改修計画ですとか。耐震化の問題もありますので、そういった計画について、次回ご説明をさせて頂いた中で、これからお金がかかるということも、ご説明をさせていただければと思います。よろしく願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>主婦の立場から、まったく知らなくて資料を見てびっくりしました。主婦って意外にそんなじゃないかなって、もちろん水道使うことは主婦以外でもありますが、こんなに借金があって大変というのは、きっと分かっていない。私たちは、料金を払っているから、それで賄えているかなという感覚。そういう方が多いと思う。一般の方にも分かる方法は何かありませんか。市報に載せるとか…。 こんなに負債があるとは、知らなかった。</p>

事務局	<p>決算の状況などは市報に載せていますが、この負債というのは、昭和49年頃から下水道の管を作りました。その時に莫大な経費がかかった。この時に借金をしたのを30年もかけて払い続けている。ということですので今やっていることに、こんなに借金があるわけではありません。</p>
委員	<p>下水道料金の上に少しずつでも乗せていって、普段から少しずつ減らして行くことは出来ないのかなと思いました。</p>
事務局	<p>下水道料金の中には入っています。先ほどの計算で資本費というのが借金を返す費用なので、維持管理の費用と借金を返す費用を足したのが経費になるので、料金の中に入っています。今、お支払いいただいている使用料の中には、それも含まれているということです。</p>
委員	<p>確かに一般市民の方は借金がこんなにあるとか、以前、繰上償還をやっていましたが、そういうのもやるのはいいが、下水道の施設自体が数十年の耐用年数だから、いまの世代だけで負担していいものかどうかあると思う。だから起債という30年ぐらいかけて返済というのがあるので、その辺も市民の人に説明しないと。後は、副会長さんがおっしゃったように、これから先どういう事業があるから、それでも数十年かけて返済しても毎年これだけは返済が上がっていかざる得ないところを訴えるしかないような。</p>
委員	<p>30年経った管は、ほとんどコンクリートの管ですから、老朽化してしまうので、これからもっと工事費がかかる。今までは穴掘って埋めてそれで終わりだったけど、今は流れる所を流さないで工事する方法がありますが、昔は下水がなかったから、どこも配管していなかった。本管を入れて枝管全部繋いで今流していますが、今下水を止めてしまうと生活出来ない。益々これからお金がかかると思う。そういうことも含めて、上げてほしいのは、どうしてかっていうのは、工事費がかかると。 まず大変だと思います。今までやってきた工事以上にお金がかかると 思います。</p>
委員	<p>耐震化もありますしね。</p>
委員	<p>まだ、下水完全にやっていない所が500何件かありますよね。</p>
事務局	<p>それは、接続していない管ですね。</p>
委員	<p>くみ取りやっている所が150件と書いてありますが、そうするとまた費用がかかる。</p>
事務局	<p>それは、個人負担です。管は整備してあるのですが、事情があり下水道に接続していない世帯です。</p>
委員	<p>22年度歳入歳出資料1の1/4から4/4までありますが、歳入について、款1から款9まであり歳入合計までありますが、15億それで最後の4/4の歳出合計14億この差額は…</p>
事務局	<p>収入と支出の差がありますが、その差額については翌年度に繰越し</p>

委員 事務局	<p>ます。</p> <p>繰越すという科目があつていいのですか。</p> <p>はい。ございます。1/4の款7繰越金です。</p> <p>毎年毎年、事業は続いていますので今度は23年度に繰越しされます。</p> <p>今ここに載っている款7は、去年から今年に繰り越したお金が載っています。今度は今年から来年に繰越した金額は、来年の決算の時に載ってくることになります。</p>
委員 事務局	<p>普通合わないと繰越金というかたちで載っていますよね。残高を。なぜ無いのか。</p> <p>特別会計に限らず、そういった仕組みになっています。要するに、この差引は歳入から歳出を引いた残りは、23年度の繰越金ということでここに入ります。</p>
会 長	<p>その他にご質問はありますか。</p> <p>それでは議題1はこれで終わらせて頂きます。</p> <p>それでは、議題2「その他」に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします</p>
事務局	<p>それでは、議題2「その他」について説明させていただきます。</p> <p>その他の第1点目といたしまして、「会議録の承認について」ご説明させていただきます。</p> <p>会議録の承認につきましては、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」の第11条に規定されておりました、会議録は当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に会議において承認を受けて確定するものとなっております。</p> <p>そこで、あらかじめ郵送でお送りしました会議録につきまして、承認していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>第2点目として、今後の会議の開催予定につきまして、調整させていただきたいと思います。</p> <p>前回の会議におきまして次回の第4回検討委員会を9月26日（月）午前10時から承認をいただきましたが、第5回目といたしまして、10月24日（月）の10時又は10月31日（月）の10時のいずれかの日程で調整させていただきたいと思います。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
会 長	<p>それでは、議題2について2点ございます。まず事務局より第1点目の「会議録の承認について」ですが、送っていただいた物に第2回会議の会議録が入っております。これは、短いのでお読みいただいたと思いますが、これにつきまして何かご意見ありますか。</p> <p>お認めいただけますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会 長	<p>2回目の時に1回目の会議録を渡されて、承認は無理なので読んで</p>

	委 員 会 長 委 員 会 長	<p> いただいて、そして今日の会議で質問があれば、お受けするという ことをお願いしたいのですが。それについて何かありますか。 ないようなので、1回目のも承認されたとさせていただきます。 第2点目は、9月の会議は26日の午前10時からに決まりました が、5回目としまして10月24日か10月31日曜日10時とい うことですが、どちらが良いですか。 すみません。10月31日は予定があるため31日の午後にしてい ただくか、24日なら10時にお受けできます。 24日が好ましいという意見が出ましたが、いかがですか。 はい。 では、10月24日（月）10時からということで。 その他ご質問はございますか。 なければ、次に、第2点目の「今後の会議の開催予定」についても、 お認めいただいたとします。 それでは、第3回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会 を終了したいと思います。 皆様長時間に渡り誠にありがとうございました。 </p>
--	------------------------------	---

会議の公開・ 非公開の別	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 () </td> <td style="width: 50%; text-align: right;"> 傍聴者： _____ 〇 人 </td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 〇 人
<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 〇 人		

会議録の開示・ 非開示の別	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： _____） </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： _____）	
<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： _____）			

庶務担当課	都市整備部 下水道課 （内線：255）
-------	---------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）